

羽島市観光協会後援等名義取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、団体又は個人が主催する事業に対して、羽島市観光協会（以下「協会」という。）の後援、共催及び協賛（以下「後援等」という。）を行い、後援等の名義を使用する場合の基準及び手続き等について必要な事項を定めるものとする。

(後援等の基準)

第2条 後援等を承認する事業は、次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 市のイメージアップにつながるもので観光、産業、文化の振興に効果が期待できるもの
 - (2) 広く市民及び観光客を対象としたもの
 - (3) 前各号に定めるもののほか、会長が適当と認めたもの
- 2 前項の規定に該当する事業であっても、次の各号のいずれかに該当すると認められた場合は、後援等の承認を受けることができない。
- (1) 特定の党派、宗教及び宗派を支持支援する事業と認められるもの
 - (2) 公共性を有しないもの
 - (3) 特定の主義主張の浸透を図ることを目的とするもの
 - (4) 特定の団体の宣伝又は売名を目的とするもの
 - (5) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
 - (6) 主に営利又は商業宣伝を目的とするもの
 - (7) その他会長が不適当と認めたもの

(後援等の名義使用)

第3条 後援等の承認を受けた事業の主催者は、当該事業に関する発行物等に協会が後援等をしている旨を表示し、又は公表することができる。

(申請手続き)

第4条 後援等を受けようとするもの（以下「申請者」という。）は、事業開催日の1箇月前までに、後援等に関する申請書（第1号様式。以下「申請書」という。）に次に定める書類を添付して、協会に提出しなければならない。なお、料金を徴収する事業の場合は、収支予算書（第2号様式）を添付しなければならない。

- (1) 事業の目的及び内容がわかるもの
- (2) 主催者等の活動を明らかにするもの
- (3) その他会長が必要と認めるもの

(後援等の承認)

第 5 条 協会は、前条の申請書を審査し、適当と認めるときは、後援等承認通知書（第 3 号様式）を交付するものとする。ただし、必要があるときは、条件を付することができる。

2 申請者は、提出した申請書の記載事項に変更が生じた場合は、速やかに再申請等の手続きをしなければならない。

(承認の取消し)

第 6 条 協会は、前条の規定により後援等を承認した事業が、次の各号のいずれかに該当する場合は、その承認を取り消すことができる。

- (1) 申請書の記載事項に虚偽が生じたとき。
- (2) 第 2 条の規定に違反する事項があると認めるとき。
- (3) 前条第 1 項の規定による条件に違反したとき。

2 後援等の承認を取り消されたものは、交付を受けた後援等承認通知書を返還しなければならない。

(事業の実施報告)

第 7 条 申請者は、事業終了後 1 箇月以内に事業実施報告書（第 4 号様式）を協会に提出しなければならない。

2 事業が料金を徴収するものであった場合は、前項の事業実施報告書に収支報告書（第 5 号様式）を添付しなければならない。

(その他)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 2 5 年 1 月 1 5 日から施行する。